

吉見町大字大串地内における地下水指針値（暫定）超過に係る追加調査結果について

令和 7 年 6 月

埼玉県及び関係市では、令和 6 年度から有機フッ素化合物（P F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び P F O A（ペルフルオロオクタン酸））について、水質汚濁防止法第 16 条で規定される地下水質測定計画に位置付け地下水の汚濁状況を監視しています。

令和 6 年度は、全調査地点 44 地点のうち県の調査地点 31 地点を実施したところ、吉見町大字大串の 1 地点で指針値（暫定）^{*1}（50ng^{*2}/L）の超過を確認しました。この結果を受け、県は原因特定のための調査を実施しました。

改めて地下水の調査を実施したところ、当該地点では指針値（暫定）を下回った一方、吉見町大字大串地内の別の 1 地点において指針値（暫定）の超過を確認しました。

また、これまで指針値（暫定）を超過した井戸の周辺において排出源の調査を行いましたが、P F O S 及び P F O A を扱っている事業場は確認されませんでした。

県は、周辺にお住まいの方に対し、井戸水の飲用を控えるよう周知しました。

なお、吉見町の水道は、県営水道（吉見浄水場・行田浄水場）から浄水を受水して町内全域に配水しており、地下水は使用しておりません。

* 1 指針値（暫定）は、「人が一日 2 リットルの地下水を生涯飲用しても健康に対する有害な影響がない濃度」を基に設定されています。

* 2 1 ng とは 1 g の 1 0 億分の 1 の重さです。

1 令和 6 年度地下水追加調査結果

（１）採水年月 令和 7 年 1 月及び 3 月

（２）調査結果

項目	地点数	指針値（暫定） 超過地点数	測定結果 （最大）
P F O S 及び P F O A	7	1	93 ng/L

2 今後の県の対応

当該地区において、地下水の汚染状況の継続監視を実施していきます。